

文書番号	文 書 名		改訂日	頁
YT-02	谷戸大竹自主防災会規則	第4版	平成25年7月1日	1/10

(*は注記)

谷戸大竹自主防災会規則

(伊勢原市・谷戸大竹自治会)

会員常備文書 = 本文書は1班から7班までの自治会員並びに当自治会区域内集合住宅の自治会員を対象として作成、制定したものです。

制定：昭和48年12月1日

2版：平成10年 8月1日

3版：平成22年 4月1日

4版：平成25年 7月1日

*災害時には皆さんの支え合いが大切です。お互い様の気持でお願いいたします。この文書は、そのための行動原則を記したものです。

	会 長	作成者
承認		

第1条 (名称及び本部)

この会は、「谷戸大竹自主防災会」(以下「本会」という)と称し、本部を自治会事務所と同じく、自治会長宅に置く。但し災害時に避難した時は、指定した避難場所に置く。

★災害時に避難活動が開始された場合の「谷戸大竹自主防災会の本部」は、「緊急一時避難場所」に緊急避難段階では、「谷戸集会所前・緊急一時避難場所」とする。その次段階となる広域避難場所(竹園小校庭)、第一次避難所(竹園小教室など)などに避難移動の場合はその場所に本部を置く。
(本文書第9条および第10条に関連事項を記載)

第2条 (会員と区域)

本会は、谷戸大竹自治会の全会員を以て組織し、区域は自治会と同じ谷戸大竹地区とする。

第3条 (目的)

本会は、会員の相互扶助精神に基く自主組織によって防災活動を行うことにより、地震その他の災害による被害の防止と軽減を図ることを目的とする。

*自治会による自主防災会組織なので、お互い様の気持でいろいろな任務を担って下さい。協力し合う気持で、大変な任務も順番にお願いします。その精神がなければ、自主防災活動は成立しませんので。

文書番号	文 書 名		改訂日	頁
YT-02	谷戸大竹自主防災会規則	第4版	平成25年7月1日	2/10

第4条（事業）

本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 防災知識の普及に関すること。
2. 地震等の災害予防に関すること。
3. 防災訓練の実施に関すること。
4. 防災機材の備蓄、整備に関すること。
5. 災害の発生時における情報の伝達及び消火、救援、救護、避難誘導、給水、給食、避難後の留守宅の防犯に関すること。
6. その他防災に関すること。

第5条（役員）

本会役員は母体の自治会役員が原則そのまま兼任するものとし、以下の通りとする。（*役職の右側に自治会役職を記す）。役員任期は自治会役員任期に準ずる。

1. 会 長 (1名) = 自治会長
2. 副会長 (3名) = 自治会副会長、自主防災委員長、同副委員長
3. 会 計 (1名) = 自治会会計
4. 班別リーダー (7名) = *班長 (班長がリーダー任務を果たせない状況の場合は、前任班長、前々任班長、前々々任班長といった順に繰り上がる)
5. 班別副リーダー (10数名) = *前任班長 (前任班長が任務を果たせない状況の場合は、前々任班長、前々々任班長といった順に繰り上がる)
*自治会評議委員、*会計監査
6. 集合住宅委員 (数名) = 集合住宅所有者または所有者による選任者
7. 民生・児童委員 (1名) = 民生・児童委員

*高齢化社会の現在では、班長や前任の班長が上記の班別リーダーや副リーダーとして活動できないこともあり得る。その場合は前任班長、前々任班長、前々々任班長といった順に繰り上げて任務遂行するものとする。また、そうしたことが最初から想定される班ではあらかじめ災害緊急時のリーダーや副リーダーの人選をしておくことが望ましい。

*班別副リーダーのうち、自治会評議委員並びに会計監査は自らの所属する班の活動を分担するものとする。

第6条（役員職務・その1）

1. 会長は本会を代表して本会の運営を統括し、地域内の安全確保に努める。また、自治会自主防災用品を谷戸集会所に常備し、使用可能状態を維持する。
2. 副会長①（自治会副会長）は会長を補佐し、会長が不在または事故ある時は任務を代行する。（*第7条にも職務記載あり）
3. 副会長②（自主防災委員長）、副会長③（自主防災副委員長）は平常時には主として防災の指導を行い、非常時には避難、救護などの防災活動をリードして地域内の安全確保に努める。（*第7条にも職務記載あり）。また前述1. 2. の会長、副会長①（自治会副会長）が不在または事故ある時は任務を代行する。代行順位は、副会長②が優先する。

文書番号	文 書 名		改訂日	頁
YT-02	谷戸大竹自主防災会規則	第4班	平成25年7月1日	3/10

4. 会計は本会の会計事務を担当する。（*第7条にも職務記載あり）。
5. 班別リーダーは、平常時においては本会の目的達成のための審議と決定及び総会に付議すべき事項などを審議する。非常時においては班員の安否確認、安全の確保などの活動を率先遂行するとともに班員をリードする。併せて、各班の分担任務を班員とともにに行い、地域内の安全確保に努める。
6. 班別副リーダーはリーダーを補佐し、リーダーが不在または事故ある時は任務を代行する。
7. 集合住宅委員は居住者の安全確保に努める。
8. 民生・児童委員は、可能な限りにおいて、大所高所から助言する。（*第7条にも職務記載あり）。

第7条（役員の職務・その2）

地域内災害発生時における自主防災会の組織形態とその任務内容を以下に記す。
災害発生時はまず自分と家族の安全を確保することを一義とし、その後以下
の組織に基く任務の遂行に努める。

1. 防災会本部 = 会長、副会長①②③、会計、民生・児童委員、その他有志
 任務内容： 防災会本部の設置、谷戸集会所内の自主防災用品の開放、防災資機材備蓄倉庫（竹園小）の開放、情報の収集と伝達、避難誘導の指示、救援救護の指示、食糧・飲料・生活用品などの確保と配布の指示、防火防犯指示など
2. 救護誘導班 = 副会長①、民生・児童委員
 並びに指定された班のリーダー、副リーダー、班員
 任務内容： 被災者の救出救護、避難場所への誘導など
3. 調 達 班 = 副会長②並びに指定された班のリーダー、副リーダー、班員
 任務内容： 本部指示に基き食糧や生活用品などを確保、配布など
4. 消 防 班 = 副会長③並びに指定された班のリーダー、副リーダー、班員
 任務内容： 消火活動、防火防犯パトロールなど
5. 情報連絡班 = 副会長①②③、会計、民生・児童委員
 並びに、指定された班のリーダー、副リーダー、班員
 任務内容： 本部指示に基き各種情報の連絡など

- ◎ 副会長①②③、会計、民生・児童委員は、前述2. から5. までのいずれかの任務を遂行し終えたら、速やかに防災会本部に戻り、待機する。また、指定任務を終えた各班のリーダー、副リーダー、班員も、それぞれの避難場所または避難所に戻る。

* 指定された班とは、災害発生時に防災会本部よりその任務を指定された班という意味。……例：「救護誘導班1班と2班、調達は3班と4班、消防は5班と6班、情報連絡は7班にお願いします」

（但し大災害になったら、このような業務区分もその実行も不可能となり、その場に居合わせた者たちが可能な範囲で対応することになるだろうことも想定しておかねばならない）

文書番号	文書名		改訂日	頁
YT-02	谷戸大竹自主防災会規則	第4版	平成25年7月1日	4/10

第8条（災害時要援護者避難支援等）

災害時要援護者（伊勢原市災害時要援護者避難支援計画第2項第4号の規程に基づき、災害時要援護者の登録を行った者。以下、「要援護者」という）の避難、誘導を行うため、避難支援者、情報伝達補助員（兼）避難支援補助員（以下（避難支援補助員」と記す）を置く。

1. 避難支援者は、災害時要援護者の避難支援活動を司る責任者であり、当自主防災会の会長（自治会長）がその任を担い、必要に応じて避難支援補助員並びにその場に居合わせた者に指示を与える。
2. 避難支援補助員は、当該「要援護者」が所属する班のリーダー（班長）と副リーダー（前任班長）、当該要援護者の避難支援補助員として以前から登録してある者、並びに自主防災会本部が緊急に依頼（指示）した者とする。なお、災害時要援護者が班内に2人以上いる場合は、前々任班長、前々々任班長なども避難支援補助員とする。それでも不足の場合は、適宜避難支援補助員を増やす。
*相互扶助の精神に基いて、以上を原則的なあり方とする。
3. 避難支援者及び避難支援補助員は、伊勢原市個人情報保護条例の規程を遵守する。
（災害時要援護者の氏名等は、当該要援護者が所属する班の班長に毎年度の初めに、自主防災会会長＝自治会長から情報提供して万が一の場合の万全な避難支援業務をお願いすることになるが、この情報を入手した班長も、この情報によって活動する関係者も、個人情報保護の規程と精神を守らねばならない）
4. 本条の活動内容については、「災害時要援護者避難支援実施マニュアル」（自治会文書YT-03）に詳細。

第9条（災害時の本会会員＝谷戸大竹自治会の会員＝の避難場所）

災害緊急時には、本会会員並びにその家族はまず自宅近くの「緊急一時避難場所」に集まって身の安全を図る。次いで、班別リーダーと副リーダーが中心となって班内の人たちの安否状況を調べる（集まった人たちに尋ねる）とともに、災害に関する情報収集（自主防災会本部からの連絡や指示も）並びに状況判断を行い、次の行動（そこに待機する、家に帰る、広域避難場所へ移動する、など）を起こすこととなる。班別リーダーと副リーダーは率先してリード役を努める。

但し、班内に災害時要援護者やさらなる安否確認を必要とする者がいる場合は、班別リーダーと副リーダー及び班別リーダーが依頼した者はそちらの業務に回る。その場合、広域避難場所へ移動するなどの行動のリーダー役は、前々任班長、前々々任班長が務めるなどの臨機応変対応とする。

なお災害時には、当自治会3カ所の「緊急一時避難場所」に、自主防災会本部からの情報連絡が万全にかつ正確に届くとは限らない。それぞれの「緊急一時避難場所」に集まった者たちだけで情報収集・状況判断をして行動しなければならないことも心得ておくこと。

文書番号	文 書 名		改訂日	頁
YT-02	谷戸大竹自主防災会規則	第4版	平成25年7月1日	5/10

1. **緊急一時避難場所**（まず緊急一時避難として）

① **1班区域内の田中勇功さん駐車場**

= 1班、ウィンドコート、アーバンヒル、周辺事業所対象

② **谷戸集会所前** = 2班、3班、4班、周辺事業所対象

③ **ひかり幼稚園北側戸田誠一さん駐車場**

= 5班、6班、7班、八幡台ヒルズ、チェリーブLOSSAM対象

2. **広域避難場所**（次に身の安全をはかるために）

◆ **竹園小学校校庭**

第10条（災害時の本会会員＝谷戸大竹自治会の会員＝の避難所）

震災や風水害などで市民が居住する家や周辺地域が危険に陥った際に、安全が確保されるまで（数時間～数日間、もしくはそれ以上）の間、避難して過ごすことができるように、市は、市内各所の学校を第一次避難所として定めている。

この第一次避難所だけでは収容しきれない場合は、公民館や福祉館などを第二次避難所として開設する。

1. **第一次避難所** = **竹園小学校の教室および体育館**

（平成24年度の避難所地区割当では、谷戸大竹地区は竹園小2階の3教室と図書室、教材室が主な避難所に指定されている。なお障害があったりして2階に上るのが無理な場合は体育館を利用することができる）

2. **第二次避難所**（第一次避難所がいっぱいの場合に開設となるので、谷戸大竹地区が対象となる施設がどれなのかは明示されていないが、予想される近隣施設としては） = 伊勢原南公民館、中央公民館

第11条（本会＝谷戸大竹自治会＝所有の自主防災用品等）

1. 谷戸集会所に常時備えている使用可能な自主防災用品（平成25年6月現在）

- ・腕章（会長、班長、無地）…… 9
- ・保安帽（ヘルメット）………14
- ・ハンドマイク……… 1（市防災課に追加設置申請中）
- ・懐中電灯……… 5
- ・担架……… 1
- ・消火栓と防火水槽の位置図…… 1
- ・ポリバケツ……… 4
- ・スコップ……… 1
- ・簡易テント……… 1
- ・石油ストーブ……… 2
- ・灯油用ポリタンク……… 2
- ・カセットコンロ……… 1
- ・カセットガス……… 5
- ・消火器……… 1（買い替え検討中）

*上記の防災用品は、日常用、防犯用などを兼ねる。

*上記の防災用品を保管している谷戸集会所のカギ所持者（平成25年6月現在）＝自治会長、同副会長、同会計、福祉文化部長、生産組合長。

2. 会長所持のものは次の通り。

- ・防災物品備蓄倉庫（竹園小学校体育館南側）の鍵……… 1
- ・同上倉庫の物品一覧表……… 1
- ・消火栓と防火水槽の位置図…… 1

文書番号	文書名		改訂日	頁
YT-02	谷戸大竹自主防災会規則	第4版	平成25年7月1日	6/10

第12条 (伊勢原南地区の防災物品備蓄倉庫)

本会が使用できる防災物品は、竹園小学校体育館南側の備蓄倉庫に保管されている。災害発生時に緊急使用する器具、機材、食糧、飲料水、生活必需品などである。但し、緊急用なので備蓄量は僅かであり、しかも竹園小学校区全域を対象としている。災害時に備えて各家庭は、最低3日分、理想的には7日分の食糧と飲料水に加えて、生活物資、緊急持出し品を用意しておくことが求められる。

第13条 (災害時井戸水協力の家)

戸田誠一さん方の井戸 (東大竹1480番地。谷戸集会所の道路向かい)。

戸田 聡さん方の井戸 (東大竹1481番地。同集会所の斜め向かい)。

田中嘉州さん方の井戸 (東大竹1528-1番地。清水工機の裏手)。

第14条 (AED設置事業所)

災害時でも普段でも、心停止という危急、緊急の場合に、手近にあれば即時に救命処置を施すことができるAED＝自動体外式除細動器。当自治会エリア内では伊勢原ひかり幼稚園に設置されており、同幼稚園がオープンしている時間帯なら貸出可能となっている。

伊勢原ひかり幼稚園 (東大竹1377番地。電話0463-92-8882)

第15条 (家庭の防災対応)

各家庭は平常時より災害に対処する方法を考え以下の諸事項を守る(心掛ける)。

1. 各家庭で3日～7日分の食糧・飲料水の備蓄を！
 ＝いざという時のための食糧と飲料水を各家庭で最低3日分、理想的には7日分を目安に備蓄して下さい。道路などが寸断される災害では、発生から数日を経ても救援物資が届かないことも想定されるので、とにかく最初の3日～7日乗り切るのが大切だと考えて下さい。(※従来は、各家庭の食糧・飲料水の備蓄は3日分程度が必要とされましたが、東日本大震災以降の検討によって、7日分が必要だと変わりましたので、ここでは以上のように記しておきます)
2. 火災発生の防止 ＝ガスの元栓を閉める。電気のブレーカーを切る。
3. 非常持出し物資の確保 ＝日頃より非常持出し物資をまとめておく。(前述したように)最低3日分、理想的には7日分の食糧・飲料水、さらには生活物資、衣服、薬など。
4. 安全避難と家族間連絡 ＝家族の最終的な連絡場所、おちあい場所を決めておく。
5. 病人などの安全 ＝日頃より班長に病人や寝たきり老人などの報告をしておく。
6. 混乱防止 ＝うわさ(流言飛語)に惑わされない。うわさを流さない。防災組織者の指示に従う。

文書番号	文 書 名		改訂日	頁
YT-02	谷戸大竹自主防災会規則	第4版	平成25年7月1日	7/10

第16条（総会、役員会、会計）

本会の総会は自治会定期総会に含まれる。役員会も自治会定例役員会に含まれる。会計も自治会内とし、経費は自治会より拠出するものとする。

第17条（本会の責任）

本会は住民の自主自発的相互扶助組織であり、その活動については故意または悪意ある重大な背信行為があったと認められない限り、法的責任は追及されない。

第18条（その他）

1. 緊急やむを得ない場合に会長判断で先決、支出した諸事項については、次の総会で報告する。
2. 本会の運営に関する必要事項は、役員会において定め、必要に応じて総会に諮る。
3. 本規則の改訂は総会承認事項とする。但し、期の途中で改訂については、会長判断で暫定運用できるものとし、次の総会において報告、承認を得るものとする。

第19条（その他の2・災害緊急時における班長と前任班長の任務）

以上に記述したように、いざ災害が発生した場合は、自治会三役や自主防災正副委員長、民生委員などは全体的対応に忙殺されるので、各班における避難活動や災害対応は各班の班長、及び前任班長、前々任班長などが率先して班の住民をリードしなければならない。（従来から班長は自主防災委員も兼ねているのはこのためである）。

そこで、「災害緊急時における班長と前任班長（前々任班長なども）の任務」をあらためて抜き出してまとめ、本文書の付属文書として次頁以降に収容する。

付則

- 1) 本規約は平成22年4月1日より施行する。
- 2) 本規約は平成25年7月1日に改訂して施行する。改訂の趣旨は、記載内容の一層の明確化により自主防災諸事の簡便な理解と明快な運用をめざすもの。

制定・改訂履歴

- 1) 「谷戸大竹自主防災組織規程」は、昭和48年12月1日から施行する。
（当時の自治会長・長嶋七造）
- 2) 平成10年8月1日、同上規程を一部改訂。
- 3) 平成22年4月1日、文書名を「谷戸大竹自主防災会規則」とし、内容を大幅刷新して施行する。（自治会長・舞出 勉）
- 4) 平成25年7月1日、同上規則を一部改訂。一層の明快運用を目的として。
（自治会長・舞出 勉）

以上